

2012年11月21日

民主党、自民党、公明党、日本共産党  
社会民主党、みんなの党、新党大地、  
国民の生活が第一、日本維新の会 様

**「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会**

〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目  
TEL 011-200-2206 FAX 011-200-2207  
連絡先 佐藤 典子（市民ネットワーク北海道内）

<構成団体> 生活クラブ生活協同組合 理事長 船橋奈穂美  
NPO 法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会  
代表理事 嶋 明美  
市民ネットワーク北海道 共同代表 伊藤 牧子  
佐藤 典子  
堀 弘子  
環境市民連絡会・札幌 代表 中島 和子  
子どもの未来を守る市民の会 代表 石川佐和子  
原子力公害に取り組む札幌市民の会代表 山本 行雄

**放射性物質に係る公害防止のための法整備に関する政策・選挙公約について（要請）**

1 私たちは、貴党が、放射性物質に係る公害防止のための法整備を、重要な政策課題とし、今回の総選挙の中心公約とすることを要請します。

2 私たちは、放射性物質に係る公害防止法制度の整備を求めて活動しています。

私たちは東京電力福島第一原発事故を受け、原子力公害による放射能汚染を防止するための法整備を求めて、放射能汚染防止法（仮称）の制定運動を進めています。衆参両院及び全国会議員の方々には、法の不備を訴え、放射能汚染から国民を守るための法整備に取り組むよう要望したところです。

3 環境基本法が改正され、放射性物質は公害物質になりました。しかし、具体的法整備はなされていません。

国会においては、2011年5月27日、水質汚濁防止法の改正法案を成立させるに当たって「関係環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しの検討を含め、体制整備を図ること。」とする付帯決議をし、放射性物質を公害規制法の対象とする法整備の方向を示しました。2012年6月27日には、原子力規制委員会設置法の制定時に、環境基本法13条の放射性物質適用除外条項が削除されました。

ここに、放射性物質は、環境関連法の体系に組み込まれ、公害物質として扱われることとなりました。

しかし、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染防止法その他の環境・公害関係法の放射性物質への適用除外条項は依然として存置されたままです。

4 国民は、法整備がないままに、場当たりに、放射能汚染対策や原発再稼働問題が取り扱われて

いることに危機感を増大させています。

現在の原子力関係法は、原発関係者や医療従事者に向けられた「規制法」がありますが、国民を被曝から守るための「汚染防止」という概念が欠落しています。そこには放射性物質を環境にばらまいて汚染し、公衆を被曝させた者の責任も規定されていません。

要するに、現在の法制度は、電気事業者や医療従事者に向けられた「取扱マニュアル」を条文化し法律の体裁をとっているに過ぎません。国民の安全は、取扱マニュアルによって事業活動をする電気事業者からの「施し」程度のもので扱われてきました。このような実態は現在も続いています。

多くの国民は、福島第一原発事故による放射能汚染の被害を受けるまで、法律にこのような重大な欠陥があることを知りませんでした。

「警察の捜査がないのはなぜなのか」「小さな火災より軽く扱われている」「次の事故が起きても誰も責任を負わないのか」「こんなことでは老朽化原発の事故も防げない」等、このような一般の人々の声に応えることなく、場当たりの汚染対策が進められ、原発再稼働問題が議論されています。これが現実です。

これに応える責任は立法機関である国会にあります。

## 5 政党として法整備への取組方針を早急に国民に示してください。

原子力公害によって国民が直面している危機は重大かつ深刻です。立法機関が、現在の危機を行政任せにし、その後追い批判をするような流れはあってはならないことです。

具体的な法案の発表に先立って、貴党が放射能汚染防止に向けて、原子力公害防止のための法整備に積極的に取り組むことを早急に表明してください。

そうすれば、多くの国民・有権者からの声が貴党に届けられるはずですが、その上で、国民・有権者の声に耳を傾け、あるべき放射能汚染防止のための法整備の基本方針をまとめ、貴党の政策とし、今回の総選挙の公約とし、公党としての役割を果たしてください。

<私たちの考えなどについての資料は、すでに全議員の皆様へ送付してあります。>

以上

2012年11月21日

第46回衆議院議員総選挙 立候補予定者

様

国政課題に関するアンケートのお願い

私たち市民ネットワーク北海道は、市民が自治するまちづくりをめざし、生活者の視点で政治を変えるため、市民の代理人として女性を議会に送り出す運動を実践しています。政治は暮らしを豊かにする道具です。市民ネットワークの政治は市民生活の現場からスタートしました。現在、市民ネットワーク北海道の7名の議員（札幌市議3名、石狩市議2名、北広島市議1名、江別市議1名）をはじめ、8都県ネットと連携し、約120名の議員とともに地域から政治を変える活動をすすめています。

2007年の参議院選挙では与野党が逆転、09年衆議院選挙で民主党へ政権を交代しました。「コンクリートから人へ」を掲げた公共事業の見直しなどにより生活者優先の政策転換を期待したにもかかわらず、実現には程遠い状況にあります。しかし、2011年福島原発事故後、菅前首相の英断により、浜岡原発を停止したことは評価するところです。また、市民の力によって5月5日、日本の全原発が停止しました。市民は脱原発を求めて行動しており、原子力ではない再生可能な自然エネルギー社会への転換が急務です。

今回の衆議院議員選挙は、12月4日公示、16日投票日となっています。国政の課題について候補予定者の皆様の認識を伺い、投票行動の判断にさせていただきますと思います。

つきましては、大変お忙しいとは存じますが、別紙アンケートにご協力をお願い致します。尚、ご回答は11月30日までに、FAX、E-mailあるいは郵送にて返信をお願い致します。

市民ネットワーク北海道  
共同代表 伊藤 牧子  
佐藤 典子  
堀 弘子

〒060-0042 札幌市中央区南2条東1丁目  
TEL 011-200-2206 FAX 011-219-0113  
E-mail:home@snet21.jp

## 2012年12月衆議院議員総選挙 立候補予定者のみな様

私たちは、チェルノブイリ原発事故以降、「核も原発もない」社会を目指し活動を続けて参りました。しかしながら、2011年3月11日、東京電力福島第一原発事故が起き、今なお放射性物質が拡散し続けています。子どもたちを放射能の被曝から守るため、同年11月より、法の空白となっている「放射能汚染防止法」制定運動を行っております。

東日本大震災復興、福島原発事故への対応など課題が山積する中、衆議院が2012年11月16日に解散、12月4日公示の総選挙となりました。国民不在の政治に多くの市民が憤りを感じています。民主主義国家において、選挙での1票は、市民の貴重な意思表示の場であり、決して放棄すべきではないと考えます。

そこで、この度の衆議院選挙へ立候補を予定されているみな様が、別紙政策についてどのようにお考えかをお聞きし、投票の参考とさせて頂きたいと思っております。本来であれば、直接お会いしお話を伺いたいのですが、今回は時間が限られているため、別紙の公開アンケートにお答え下さいますよう、お願い致します。HP等でアンケート結果を公表する予定です。なお、大変お忙しいとは存じますが、ご回答は11月30日までに、FAXあるいは郵送にてお願いします。

※「放射能汚染防止法(仮称)」については、別添資料をご覧ください。

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

〒060-0042 札幌市中央区大通西15丁目1-12MS大通401

TEL 011-615-0711 FAX 011-615-0760

アンケート担当 連絡先 山本 行雄(山本行雄法律事務所内)

2012年 月 日

## 2012年12月衆議院議員総選挙 原子力政策関連・公開アンケート

※該当する箇所に○印をつけ、理由をお書き下さい。

1. 泊原発再稼働について、どのようにお考えですか。

- a. 賛成                      b. 反対                      c. その他

理由
----

2. 大間原発建設再開について、どのようにお考えですか。

- a. 賛成                      b. 反対                      c. その他

理由
----

3. 「放射能汚染防止法」の制定について、どのようにお考えですか。

- a. 賛成                      b. 反対                      c. その他

理由
----

お名前	党
ご住所	
電話	FAX

※ご協力ありがとうございました。「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会 FAX 011-615-0760